

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人愛信会

社会福祉法人愛信会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛信会（以下法人という。）の役員及び評議員等の報酬及び費用弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(役員報酬等)

第3条 理事及び監事 評議員に対し、報酬として月額5,000円を支払う支払方法については、就任期間に応じて年度末に一括して支払うものとする。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第4条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償費を支払う。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用及び費用弁償費を支払う。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第5条 理事長が法人及び事業所（法人が設置運営する事業所をいう。）の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び費用弁償費を支払う。

2 理事が理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び費用弁償費を支払う。

3 評議員が理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び費用弁償費を支払う。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償費を支払う。

2 監事が法人及び事業所の指導検査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び費用弁償費を支払う。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第7条 苦情対応第三者委員が法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表2により報酬及び費用弁償費を支払う。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第8条 評議員選任・解任委員が委員会に出席したときは、別表3により報酬及び費用弁償費を支払う。

(出張旅費)

第9条 役員及び評議員が法人及び事業所の運営業務のため、又は苦情対応第

三者委員が苦情対応の業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給する。

- 2 旅費は出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い出張終了後精算することができる。

(重複支給の防止)

第10条 監事が同一日に開催される理事会及び評議員会のいずれにも出席した場合は、評議員会に係る報酬及び費用弁償費は支給しない。

- 2 役員及び評議員が理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第5条の規程により業務運営に従事したときは、理事会及び評議員会に係る別表1に掲げる報酬及び費用弁償費は、支給しない。

- 3 役員と法人職員を兼ねている場合は、第5条の規程は適用しない。

(改正)

第11条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (第3条・第5条関係)

名称	報酬	費用弁償費
理事会	日額 3,000 円	交通手段の種類にかかわらず1回に付
評議員会	日額 3,000 円	村内在住者 1,000 円 村外在住者 2,000 円

別表2 (第4条・第5条・第6条・第7条関係)

名称	報酬	費用弁償費
理事長	日額 3,000 円	交通手段の種類にかかわらず1回に付
理事及び評議員	日額 3,000 円	
監事	日額 3,000 円	村内在住者 1,000 円
苦情対応第三者委員	日額 3,000 円	村外在住者 2,000 円

別表3 (第8条関係)

名称	報酬	費用弁償費
監事委員	3,000 円	交通手段の種類にかかわらず1回に付
外部委員	10,000 円	村内在住者 1,000 円 村外在住者 2,000 円
事務職委員	3,000 円	

別表4 (第9条関係)

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	1泊 10,000 円	日額 10,000 円	実費